

ジャパン柔道整復師会通信

[季刊誌]

2025年 春号 | Vol.38

特集

あはき・柔整広告ガイドライン要点解説

コラム

知らなきゃ損する
交通事故対応コラム

\\pickup!//

Esthe Pro Labo インナーケアで快眠のお手伝い

ジャパン新スタッフ紹介

あはき・柔整



広告ガイドライン要点解説

2月18日に厚生労働省から「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）」が発出されました。今号では、ガイドラインのポイントについてお伝えします。



『広告』の定義とは？

そもそも何が広告で何が広告ではないのか。まずはこの部分をしっかりと理解する必要があります。広告とは、以下の3つの要件をすべて満たすものを指します。



- ① 利用者を施術所等に誘引する意図があること【誘引性】
- ② 施術者の氏名又は施術所等の名称が特定可能であること【特定性】
- ③ 一般人が認知できる状態にあること【認知性】

最も解釈が難しく、且つ広告か否かの判断ポイントとなるのが③の【認知性】です。認知性とは、〇〇接骨院を知らない人（探していない人）が目にする可能性があるかどうか判断基準になります。施術所の看板やのぼりを例に挙げて考えてみましょう。これらの“情報”は施術所に行きたいと思っている以外の人も、道を歩いていれば目で見えて確認することができます。つまりこれらは「広告」です。では、施術所内に設置するパンフレットやリーフレットはどうでしょう。これらは、施術所に目的があって訪れた人しか目にするできません。従って広告の3要素のうち認知性がないということで広告にはあたらないという解釈になります。

広告できるものと広告できないものに目が行きがちですが、そもそも広告でないものは規制の対象にはなりません。まずはしっかりと広告の定義を理解した上でガイドラインを読み進める必要があります。



広告できるものとできないもの

何が広告とみなされるのか理解できたら、その次に広告できるものかどうかの判断です。具体的な内容に関しては、ガイドラインを熟読して確認いただくことをお勧めします！文章量が多く大変ですが、重要なことですので必ずご自身で確認するようにしてください。

そして、読んでいただいた後自身の施術所が残念ながら広告規制違反を犯していることに気が付くと思います…。おそらく看板についてはほぼすべての施術所が違反对象になっていると思われますが、今すぐに慌てて看板を建て替えたり外装を変更したりする必要はありません。違反に対する指摘は各市町村が行うことになっており、それぞれで規制違反に対する考え方が異なります。仮に行政から指導を受けたとしてもすぐに罰せられるということはなく、手順を追って是正を求めていく流れになります。その時は行政の指示に従ってください。

ただし、今後新規での広告発信に関してはガイドラインを留意して進める必要があります。規制違反に該当していないかどうかしっかりと判断をお願いします。



ホームページや SNS の考え方



現代の広告手法として切り離すことができないのが WEB 上での展開です。ホームページや SNS など対象は多岐に渡りますが、これらが広告に該当するのかどうか解説します。

まず、自院のホームページですが、こちらは“広告にはあたらない”と示されました。ホームページには基本的に接骨院を知っている人（探している人）がたどり着くので、前述の3要素のうち【認知性】が認められないからです。ただし、インターネット上のバナー広告や検索上位にスポンサーとして表示されるもの、つまり費用をかけて自院のホームページに誘引するような動き及びそこからジャンプするホームページは広告とみなされます。ホームページ自体は存在するだけなら広告ではないが、“お金をかけて見せようとしたら広告になる”ということです。

口コミサイトやポータルサイトも同様です。ただ単にサイト内に自院の紹介ページが存在するだけなら広告には該当しません。サイトの運営会社に費用を払って上位に表示させたり、謝礼を渡して口コミを書いてもらったりした時点で広告となります。また、広告とみなされたページからジャンプした自院のホームページも広告とみなされることになります。そして現在主流となっている SNS。残念ながら自分で発信しているものは広告となります。誰かの SNS 上で紹介されたものは広告にはあたりませんが、“お願いして紹介してもらったもの”は広告です。

このように WEB 上での展開は広告に該当しないとされたものが多いものの、閲覧数を増やすために費用をかけてしまうと広告とみなされてしまいます。ホームページだけあってもな…というのが正直なところなので、やはりそれ相応に規制の影響を受けていると言えます。

無資格者に対する広告規制



今回のガイドラインには、待望？の無資格者の広告に対する考え方も示されました。とは言えページ数でたったの2ページ。罰するための法律が存在しないので罰則に関する記載はなく、あくまで「自主的な取組みを促すもの」という表現に留まっています。残念ながらこれでは規制の役割を果たしません。無資格者のやりたい放題は、今後も業界にとって大きな問題として残り続けるでしょう。

広告ガイドラインが発出されたことにより、これまで解釈があいまいだった広告規制というものに対して一定の基準が設けられました。何がダメで何が良いのか判断を間違えると問答無用で行政指導の対象となります。ガイドラインの内容は右の「広告ガイドラインはこちら」から確認することができるので、一語一句漏れなく確認し正しい知識を身に付けておきましょう！

広告
ガイドラインは
こちら



こんなとき、どうする？
知らないきや損する
交通事故対応コラム

渋谷アキラ法律事務所
弁護士 諸賀 孝明



質問
患者さんに事故から3ヶ月で治療の打ち切りの連絡が来たのですが、患者さんは10対0の被害者なのに納得できません。どうしたらよいですか？

回答
治療期間の交渉については患者側に過失がないことを主張してもあまり効果はありません。

理由
交通事故の患者さんで治療期間の交渉の際に過失がないことを理由に延長を希望される方がよくいらっしゃいます。確かに一昔前までは被害者であることを盾に強気な交渉ができたこともあるかもしれませんが、昨今はコンプライアンスが重視される時代ですのでそのような交渉は効果がなくなっていることがほとんどです。
交通事故の治療期間の考慮要素については、患者さんが事故でどのような怪我をしていたのか、今後の治療で更なる改善が見込めるのかなどが問題となるのであり、過失割合は原則関係ありません。加害者であっても怪我が重い場合であれば治療期間は当然長くなります。保険会社が怪我の具合などを聞いてきていて、その過失の話を待ち出したりすると保険会社との交渉が進まなくなり、より早期の打ち切りなどになってしまいうることもありますので、的を射た交渉をするように心掛けることが大切です。

生活が変わる春、
眠れていますか？

3 良い睡眠 のポイント

01

体を温め 血流を良くする

眠気をつくるカギは“体温の変化”。
就寝前に深部体温が 0.5 ～ 1℃ほど急
激に下がることで眠気生まれます。
寝る 1.5 時間～2 時間前に 40℃
のお風呂に入ると◎

02

自律神経のケア

就寝前に、副交感神経を優位にする
ことで睡眠の質を向上させることが
できます。交感神経が高まらないよ
う、リラックスをする、ゆっくり呼
吸をする、スマホを見るのを
やめましょう。

03

メラトニンの分泌

睡眠の促進や、睡眠の質を高めるホ
ルモン「メラトニン」。メラトニンは、
トリプトファンというアミノ酸から
合成されるため、トリプトファンが
多く含まれる食品をとるのも
おすすめです。

あなたの睡眠 100点ですか？

睡眠には、成長ホルモンを出させる、免疫
力を高める、脳の老廃物を洗い流す……
など、とても大切な役割があります。
100 点の睡眠とれていますか？

Let's check!

睡眠をチェックしてみましょう！

- ☐ 7 時間前後の睡眠をとっても寝た気がしない
- ☐ 日中に耐えがたい眠気を感じる
- ☐ 慢性的に疲れを感じる
- ☐ 30 分以上寝付けない日が週に半分以上ある
- ☐ 夜中に 3 回以上目が覚める
- ☐ 食欲が止まらない
- ☐ 痩せづらさを感じる
- ☐ 風邪をひきやすい、または治りにくい
- ☐ 集中力が続かない、やる気がでない
- ☐ 肌トラブルがなかなか改善されない
- ☐ イライラしたり、気分が落ち込むことがある

✓ チェックが一つでも
ついた方は必見です！

インナーケアで快眠のお手伝い

水に溶け込むと 24 時間は抜
けない「重炭酸」で血流を促
進し、芯からぽかぽか！ CBD
配合の入浴剤で恒常性を整
え、リラックスしたバスタイ
ムをつくります。



CBD ホットスパ

9 粒入 定価 1,980 円 / 30 粒入 定価 5,500 円

毎日の夜が変わる「GABA」
を 100mg 配合し、心地良い
毎日へ。その他、グアーガム
分解物やトリプトファンなど
の成分が内側からも健康をサ
ポートします。



NEMURILUX ドリンク

50ml×10 本 定価 6,264 円

先生はもちろんのこと、患者様にも安眠をご提供できるよう

🛒 ジャパンいちばでは、ジャパン会員様特別価格にてご提供しております。

ゴールデンウィーク特別キャンペーン開催中

2025 年 5 月 18 日🇯🇵まで

えらべる2種の
ハーブティーを全員にプレゼント!

新規でプロラボ正規取扱店申請された方



新スタッフ紹介



Q. 前職ではどんな仕事をしていましたか？

某ディーラーにて自動車の販売を担当しておりました。その後は福祉事業の立ち上げに関わるコンサルティング営業として勤務しておりました。

Q. 現在、どのような業務を担当していますか？

会員の先生方のサポート業務を担当しており、特にレセコンに関するお問い合わせ対応を中心に携わっております。

Q. 日々の業務の中で「やりがい」や「嬉しい」と感じるのはどんなときですか？

お問い合わせをいただいた先生から「ありがとう」とお言葉をいただける瞬間が、やはり一番嬉しく、励みになっています。

Q. 対応する上で、普段意識していること・大切にしている姿勢は？

先生方に「話しやすい」「相談しやすい」と感じていただけるよう、常に丁寧な対応を心がけております。また、お問い合わせへのご案内はできる限り分かりやすく、安心していただけるように意識しています。

Q. これからどんなスタッフになっていきたいと思いませんか？

いつか多くの会員の先生方に名前を覚えていただけるような、信頼されるスタッフになれば嬉しいです。

Q. 最後に、会員様へのメッセージがあればぜひ！

入社して半年が経ちましたが、ジャパンのメンバーは皆プロフェッショナルで、とても頼もしい存在です。これからもジャパン柔道整復師会を頼っていただき、未永くお付き合いいただければ幸いです。交流会では直接お話しできることを楽しみにしておりますので、ぜひご参加ください！

はじめまして！

ジャパン柔道整復師会システムサポート課の
宮川と申します。



ご入会ありがとうございます。

新たにジャパン柔道整復師会にご入会された皆様

中国 / 四国 / 九州

1件

中部 / 関西

1件

北海道 / 東北

1件

関東

6件

次号の発行は
7月の予定です。
次号もどうぞ
ご期待ください！



2025年4月。新年度のスタートとともに、世の中が大きく動き始めています。我々柔道整復業界に関わる者にとっても、日々の臨床の先にある、社会の流れを意識することで、よりよい施術や対応につながるヒントが見えてくるかもしれません。

まず注目したいのは、4月1日に成立した新年度予算案。社会保障費は過去最高を記録し、高齢者医療や介護、リハビリに関わる制度がますます重要視されていることがうかがえます。高齢化が進む今、柔道整復師として地域の健康インフラを支える役割は、これまで以上に大きくなっています。制度の動きにアンテナを張りながら、自分たちの立ち位置を再確認していきたいですね。

また、4月13日からは大阪・関西万博が開幕。「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマは、まさに私たちの仕事にも通じるものがあります。体の痛みや不調を取り除くだけでなく、その人の生活全体をより良くする、視点を持つことが、これからの施術に求められているのかもしれません。予防、運動、生活指導など、多職種連携の可能性も広がっています。

日々の施術に集中しながらも、少しだけ視野を広げてみる。そうすることで、自分の仕事の意味や価値がより深く見えてくるのではないのでしょうか。

春の空気とともに、自分自身の専門性にも新しい風を吹き込んでいきたいですね。

編集後記 編集担当 熊谷